

昭和二十一年十一月八日  
内閣總理大臣吉田 茂

中  
心  
文  
書

昭和二十一年勅令第三百五十一號<sup>号</sup>貴族院令第一條第三  
號<sup>号</sup>第五號<sup>号</sup>及び第六號<sup>号</sup>の議員の任期延長に關する  
勅令の一部を改正する勅令案貴族院へ提出の件  
右謹て上奏し恭しく  
聖裁を仰き併せて樞密院の議に付せ  
られむことを請ふ。

昭和二十一年十一月八日

内閣總理大臣吉田 茂

内

閣

昭和二十一年勅令第三百五十一号の一部を次のように改正する  
「昭和二十二年二月十日」を「日本國憲法施行の日の前日」に  
改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内

閣



内閣法案帝國議會へ提出の件

記

本議案は、昭和二十一年勅令第三百五十一號貴族院令第一條第三號、第五號及び第六號の議員の任期延長に關する法律案帝國議會へ提出の件

目下樞密院に御諮詢中の左記の  
件中別紙のように訂正いたしたい  
と存じます。

記

一 議院法の特例に關する法律案  
帝國議會へ提出の件

一 昭和二十一年勅令第三百五十一號貴  
族院令第一條第三號、第五號及び  
第六號の議員の任期延長に關

内閣

第六條の議員の任期或は其の  
改選の期に於ては其の任期は其の  
任期の満了の日を以て終り  
一 臨時議員の任期は其の任期の満了の日を以て終り  
一 議員の任期は其の任期の満了の日を以て終り

目下臨時議員の任期は其の任期の満了の日を以て終り

する勅令の一部を改正する勅令案  
貴族院へ提出の件  
一 皇室典範案帝國議會へ提出  
の件

内閣

議院法の特例に關する法律案中  
「關」を「関」に、「會」を「会」に、「兩」を「両」に、「經」  
を「経」に改める。

の  
皇皇業業泰西國議會の對出  
貴族院の對出の  
議會の對出の

「第」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。

昭和二十一年勅令第三百五十一號の一部を改正する勅令案中  
「第」を「開」に、「第」を「号」に改める。

皇室典範案中

「繼」を「継」に、「屬」を「属」に、「傳へる」を「傳える」に、  
「號」を「号」に、「體」を「体」に、「會」を「会」に、「變へる」  
を「変える」に、「いふ」を「いう」に、「經」を「経」に、「齡」  
を「齡」に、「故」を「故」に、「細らする」を「みずからする」に、  
「併ひ」を「併い」に、「ゐた」を「いた」に、「廢」を「廃」に、  
「權」を「権」に、「稱」を「称」に、「禮」を「礼」に、「行ふ」  
を「行う」に、「關」を「関」に、「參」を「参」に、「總」を「総」  
に、「豫」を「予」に、「敷」を「敷」に、「缺」を「欠」に、  
~~「子」を「子」に改める。~~

第五十七條 皇室會議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行

「關」を「関」に、「傳」を「傳」に、「會」を「会」に、  
「變」を「変」に、「經」を「経」に、「齡」を「齡」に、  
「併」を「併」に、「廢」を「廃」に、  
「權」を「権」に、「稱」を「称」に、「禮」を「礼」に、  
「行」を「行」に、「關」を「関」に、「參」を「参」に、  
「豫」を「予」に、「敷」を「敷」に、「缺」を「欠」に、  
「子」を「子」に改める。



